

大阪市告示第1411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月17日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京阪シティモール

大阪府中央区天満橋京町1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

京阪ホールディングス株式会社 代表取締役 平川 良浩

大阪府枚方市岡東町173番地の1

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

京阪ホールディングス株式会社 代表取締役 石丸 昌宏

大阪府枚方市岡東町173番地の1

（変更後）

京阪ホールディングス株式会社 代表取締役 平川 良浩

大阪府枚方市岡東町173番地の1

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社京阪ザ・ストア 代表取締役 達川 俊夫

大阪府枚方市岡東町19番1号

外41者

(変更後)

株式会社京阪ザ・ストア 代表取締役 達川 俊夫

大阪府枚方市岡東町19番1号

外37者

(4) 変更年月日

① 令和7年6月18日

② 令和7年4月1日

2 届出年月日

令和7年9月25日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

(2) 期間

令和7年10月17日(金)から令和8年2月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年2月17日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(經濟戰略局產業振興部產業振興課)